

<様式7号>

## 大阪府認証エコ農産物 自己点検シート

栽培責任者名（栽培者名）：

項 目	
<b>1 効果的・効率的で適正な防除【必須】</b>	
①	効果的かつ効率的な防除のため、生物農薬の利用やべたがけ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病害虫の発生予察情報を活用する。
②	農薬を使用するときには、ラベルの使用方法を確認し、記載された内容に従って使用する。 （農薬取締法の遵守）
③	風の強い日には農薬散布を控え、粒剤や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲のほ場や作物への農薬の飛散を確実に防ぐ。 また、必要に応じて、散布前に、ほ場の周囲の農業者に、農薬散布を知らせる。
④	農薬は必ずカギのかかる場所で、農薬以外のものと接触しないように保管しておく。 また、別の容器に移し替えたりしない。
⑤	農薬の使用前には防除器具の破損等がないか点検を行う。さらに、残液による適用外作物への農薬使用とならないよう、散布後は散布機や薬液タンク等の防除器具をしっかりと洗浄する。
<b>2 適切で効果的・効率的な施肥【必須】</b>	
①	世界的にも資源の枯渇が懸念されているリン酸についても、従来のエコ栽培基準の範囲内で使用するよう努める。
<b>3 生産情報の記録【必須】</b>	
①	エコ農産物を出荷する前に必ず、栽培記録により協議会から基準内であることの確認を受ける。
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を残し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産情報や出荷状況の記録は3年間残すとともに、栽培計画の作成に役立てる。
<b>4 安全・安心な食品（エコ農産物）生産【必須】</b>	
①	ほ場内や作業場、水源等の生産施設において、汚染源の可能性のあるペットを含む小動物、ネズミ、カラス、イノシシや虫等が入らないよう柵や網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染源がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。
②	ハサミやナイフ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋については、常に清潔なものを使用するとともに、作業服のポケットや作業台には作業に関係のないものは置かない。また、作業後に刃物類の数量を確認する。
③	作業前は作業者の体調確認を行い、感染症が疑われるときは作業に従事しない。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗い等、作業者の衛生管理を行う。
④	栽培期間中、大阪府から大阪エコ農産物の残留農薬検査に必要な農産物（目安は500～1000g程度、結果は府HPで公表）について提供を求められた場合、無償で提供する。
<b>5 認証マークの適切な表示【必須】</b>	
①	認証マークは適正に保管・管理する。 出荷・販売前に、生産ほ場・品目・肥料・農薬等について生産状況確認を受け、その結果、エコ農産物として適正であった農産物にのみ認証マークを使用する。認証区分についても、生産状況確認結果を反映した認証マークを使用する。
<b>6 土づくりの励行【推奨】</b>	
①	堆肥や有機質資材等の施用を積極的に行い、土づくりを励行する。
②	ほ場内及び周辺に有害物質（農薬の空容器、オイル缶等）等の汚染源がないことを確認する。
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。
<b>7 環境への配慮【推奨】</b>	
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑え、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや穀類乾燥機などの機械は適切に補修や点検整備を行う。
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、作物残さ等の有機物についても、堆肥化など効果的な利活用を積極的に進める。
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。